

注) この別添は抜粋版でございます。

下線部分が建退共制度の見直しに関する内容となっております。

基 発 0331 第 3 号

平成 28 年 3 月 31 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律
(中小企業退職金共済法の一部改正関係) の施行について

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成 27 年法律第 17 号。以下「整備法」という。)が、第 189 回通常国会において平成 27 年 4 月 24 日に成立し、同年 5 月 7 日に公布され、この整備法による中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 160 号)等の改正事項(独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「勤退機構」という。)への資産運用委員会の設置を除く。)について、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとされた。

また、この整備法の施行に関し、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成 28 年政令第 78 号。以下「整備政令」という。)が平成 28 年 3 月 25 日、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成 28 年厚生労働省令第 56 号。以下「整備省令」という。)及び中小企業退職金共済法第 43 条第 1 項、第 46 条第 2 項及び第 55 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する特定業種を定める告示が本日公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法施行令(昭和 39 年政令第 188 号)及び中小企業退職金共済法施行規則(昭和 34 年労働省令第 23 号)等の改正の趣旨、内容等については下記のとおりであるので、御了知の上、その取扱いに遺漏なきようにするとともに、今回の制度改正の趣旨を踏まえ、中小企業退職金共済制度(以下「中退共制度」という。)の加入促進や、未請求退職金の発生防止対策などの取り組みを一層強化されたい。

記

第 1 改正の趣旨

勤退機構については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、未請求退職金発生防止及び短期離職者対策の強化に加え、

転職した際の退職金の通算措置期間の延長等を通じた事務の効率化を進めることとされた。

このため、特定退職金共済事業を廃止した団体から勤退機構に対する退職金額の移換などの制度のポータビリティの向上や住民基本台帳ネットワークシステム等の活用を通じた未請求退職金の請求勧奨、建設業退職金共済制度における退職金の不支給期間の短縮等を通じて、勤退機構の事務の効率化に加え、中退共制度における共済契約者及び被共済者の利便性の向上や将来に支給される退職金の充実を図ることとしたものである。

第2. 共通事項

本通知における用語の定義は、以下のとおりとすること。

(1) 一般の中退企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）

中退共制度のうち、中小企業の常用雇用者を対象とした退職金共済制度。

(2) 特定業種退職金共済制度（以下「特定業種」という。）

中退共制度のうち、特定の業種における期間を定めて雇用される者を対象とした退職金共済制度。建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度（以下「林退共」という。）を指す。

(3) 特定退職金共済事業（以下「特退共事業」という。）

所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第74条第1項の税務署長からの承認を受けて、民間団体や地方公共団体等が実施している退職金共済制度。

(4) 特定退職金共済団体（以下「特退共団体」という。）

(3)の税務署長の承認を受けて特退共事業を実施している団体。

(5) 確定給付企業年金（以下「DB」という。）

労使合意に基づき、規約を作成し、厚生労働大臣の認可等を受けることで実施される企業年金制度。将来の給付を企業が約束していることが特徴。

(6) 企業型確定拠出年金（以下「企業型DC」という。）

DBと同様の企業年金制度。ただし、企業又は個人が将来の年金のために拠出、積立し、加入者が自己責任において運用を行うことから、企業に掛金の追加負担が生じないことが特徴。

第3. 改正の内容

1. 特退共事業から勤退機構への資産の引渡し（略）

2. 共済契約者が中小企業者でなくなった場合の企業年金制度等への資産移換の拡充（略）

3. 制度間通算における全額移換の実施等

(1) 趣旨

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で求められた事務の効率化及び通算制度を利用する被共済者の利便性の向上及び将来に支給される退職金の充実を図るため、被共済者が特定業種間又は一般中退と特定業種間等を移動し、

移動前の制度における退職金相当額（法第 46 条第 1 項又は第 55 条第 1 項（同条第 4 項の規定によりその例によることとされる同条第 1 項を含む。）の退職金相当額をいう。以下単に「退職金相当額」という。）を移動後の制度に通算（以下「制度間通算」という。）する場合、当該退職金相当額の全額を移動後の制度に移換できることとするもの。

(2) 特定業種から他の特定業種又は一般中退から特定業種への移動

① 移動後の制度へ繰り入れる金額

当該被共済者に係る退職金相当額の全額を移動先の制度に繰り入れることとし、差額給付金の支給は行わないこと（法第 46 条第 1 項及び第 55 条第 1 項並びに則第 95 条、第 110 条及び第 113 条関係）。

② 移動元制度で納付した掛金

制度間通算を行った被共済者の特定業種退職金共済契約においては、移動元の制度で納付された掛金は、移動後の制度で納付されたものとみなされる（以下 (3) において「みなし納付掛金」という。）こと（法第 46 条第 2 項前段及び第 55 条第 2 項前段関係）。

③ 退職金額

制度間通算を行った被共済者の退職金額の算定は、次のとおり行うこと。

ア 特定業種掛金納付月数への通算

②の掛金が納付されたものとみなされた被共済者の特定業種退職金共済契約については、移動元の制度の掛金納付月数又は特定業種掛金納付月数の期間を上限とした通算月数を特定業種掛金納付月数へ通算すること。

なお、上記の通算月数の算定に当たっては、移動後の制度において財政負担が生じることのないように、当該月数に係る責任準備金に相当する金額に基づき行うこと（令第 12 条第 2 項及び第 14 条第 2 項関係）。

イ 残余额

退職金相当額からアの責任準備金に相当する金額を控除した残余の額（以下 (3) において「残余额」という。）が生じた場合は、残余额について、当該被共済者の移動後の特定業種掛金納付月数（アで通算される月数は除く。）につき、移動後の特定業種の区分に応じ、予定運用利回りに相当する利率として次に掲げる利率の複利による計算をして得た元利合計額を、退職金として支給すること。

なお、残余额は特定業種掛金納付月数が 24 月（移動後の制度が建設業の場合にあっては、12 月）未満であっても支給されること（法第 46 条第 2 項後段及び第 55 条第 2 項後段並びに令第 12 条第 3 項、第 14 条第 3 項及び別表第 9 から別表第 11 まで関係）。

a 建退共 年 3.0%

b 清退共 年 2.3%

c 林退共 年 0.5%

④ 特定業種掛金納付月数が短期間である場合の特例

制度間通算による通算後の特定業種掛金納付月数が 24 月未満（被共済者の退職事由が死亡又は移動後の特定業種が建設業である場合にあっては、12 月未満）である場合の退職金額は、次の合算月数の区分に応じ、当該区分に掲げる方法により算定すること（法第 46 条第 2 項後段及び第 55 条第 2 項後段並びに令第 12 条第 4 項及び第 14 条第 4 項関係）。

ア 移動元の掛金納付月数又は特定業種掛金納付月数に移動後の特定業種掛金納付月数（制度間通算により通算された月数は除く。）を加えた月数（以下④において「合算月数」という。）が、24 月未満となる被共済者（退職事由が死亡又は移動先の特定業種が建設業である被共済者に限る。）

制度間通算を行った時点における特定業種掛金月額及び合算月数を用いて、令第 11 条の規定に基づき算定される退職金額（納付された掛金（みなし納付掛金を含む。）の総額以下の金額）に残余額を加算した金額を退職金とすること。

イ 合算月数が、24 月以上となる被共済者

③アの責任準備金に相当する金額に、移動後の制度で納付された掛金の総額及び残余額を加算した金額を退職金とすること。

また、制度間通算による通算後の特定業種掛金納付月数が 24 月以上となる被共済者であって、算定される退職金額がイの例により算定した金額を下回る場合は、その金額を退職金として支給すること（令第 12 条第 5 項及び第 14 条第 5 項関係）。

(4) 特定業種から一般中退への移動

① 移動後の制度へ繰り入れる金額

当該被共済者に係る退職金相当額の全額を移動後の制度に繰り入れることとし、差額給付金の支給は行わないこと（法第 55 条第 4 項の規定によりその例によることとされる同条第 1 項（以下（4）において同じ。）関係）。

② 移動元制度で納付した掛金

制度間通算を行った被共済者の退職金共済契約においては、移動元の制度で納付された掛金は、移動後の制度で納付されたものとみなされる（以下（4）において「みなし納付掛金」という。）こと（法第 55 条第 4 項の規定によりその例によることとされる同条第 2 項前段（以下（4）において同じ。）及び令第 15 条第 3 項関係）。

③ 退職金額等

制度間通算を行った被共済者の退職金額の算定は、次のとおり行うこと。

ア 基本退職金及び付加退職金の算定

②の掛金が納付されたものとみなされた被共済者の退職金共契約については、移動元の制度の特定業種掛金納付月数の期間を上限とした通算月数を掛金納付月数へ通算し、当該通算月数分遡った月に退職金共済契約の効力が生じたものとみなして、基本退職金及び付加退職金（平成4年4月以降の期間に応じた計算月に係る期間に限る。）を算定すること。

なお、通算月数の算定は、一般中退において財政負担が生じることのないように、当該月数に係る責任準備金に相当する金額に、当該通算する月数の期間に係る付加退職金に相当する金額（イ及び④イにおいて単に「金額」という。）を加えた額に基づき行うこと（法第55条第4項の規定によりその例によることとされる同条第2項後段（以下（4）において同じ。）並びに令第15条第1項、第3項、第4項、別表第5及び付録第2関係）。

なお、通算後の掛金納付月数が12月以上となる者に関しては、法第10条第1項ただし書の規定を適用せず、退職金が支給されること（法第55条第2項後段及び令第15条第2項）。

イ 残余額

退職金相当額からアの金額を控除した残余の額（以下③及び④において「残余額」という。）が生じた場合は、残余額について、退職金相当額の繰入れのあった日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、予定運用利回りに相当する利率（年1.0%）に付加退職金の支給率に相当する利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額を、退職金として支給すること。

なお、残余額は掛金納付月数が12月未満であっても支給されること（第55条第2項後段及び令第15条第5項関係）。

ウ 解約手当金

解約手当金の金額は、法第16条の規定に基づき計算して得た額となるが、その際に例によることとなる退職金額は、上記の例により算定された額とすること（法第31条の2第4項関係）。

④ 掛金納付月数が短期間である場合の特例

制度間通算による通算後の掛金納付月数が24月未満（被共済者の退職事由が死亡である場合にあつては、12月未満）である場合の退職金額は、次の合算月数の区分に応じ、当該区分に掲げる方法により算定すること（法第55条第2項後段及び令第15条第9項関係）。

ア 移動元の特定業種掛金納付月数に移動後の掛金納付月数（制度間通算により通算された月数は除く。）を加えた月数（以下④において「合算月数」という。）が、24月未満となる被共済者

制度間通算を行った時点における掛金月額及び合算月数を用いて、法第10条第2項の規定に基づき算定される退職金額（納付された掛金（みなし

納付掛金を含む。)の総額以下の金額)に残余額を加算した金額を退職金とすること。

イ 合算月数が、24 月以上となる被共済者

③アの金額に、移動先の制度で納付された掛金の総額に残余額を加算した金額を退職金とすること。

また、制度間通算による通算後の掛金納付月数が 24 月以上となる被共済者であって、算定される退職金額が③イの例により算定した金額を下回る場合は、その金額を退職金として支給すること (令第 15 条第 10 項)。

(5) 経過措置

「3. 制度間通算における全額移換の実施等」は、平成 28 年 4 月 1 日以後に移動後の制度に加入した被共済者について適用し、同日前に移動後の制度に加入していた被共済者については、なお従前の例によること (整備政令附則第 4 条、第 5 条及び第 7 条)。

4. 企業間通算の申出期間の延長等

(1) 趣旨及び概要

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で求められた事務の効率化及び被共済者の利便性の向上及び将来に支給される退職金の充実を図るため、被共済者が次の通算制度を利用する場合における申出の期間を、現行の退職後 2 年から退職後 3 年まで延長するもの。

- ① 一般中退間の通算 (法第 18 条関係)
- ② 特退共事業と一般中退の通算 (則第 62 条及び第 66 条関係)
- ③ 制度間通算 (法第 46 条第 1 項及び法第 55 条第 1 項関係)

(2) 経過措置

「4. 企業間通算の申出期間の延長等」は、平成 26 年 4 月 1 日以後に退職した場合について適用し、被共済者が同日前に退職した場合については、なお従前の例によること (整備法附則第 3 条関係)。

5. 建退共の退職金額等の見直し

(1) 趣旨

中退共制度においては、法第 85 条に基づき、少なくとも 5 年ごとに掛金及び退職金等の額を検討する財政検証を行うこととされており、平成 26 年 10 月 6 日及び同年 12 月 3 日の労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において審議 (7. において単に「財政検証」という。)が行われた。

その結果、建退共においては累積剰余金が増加しており、今後も増加することが見込まれ、これを被共済者に還元する必要があるとされたことから、「独立

行政法人改革等に関する基本的な方針」で短期離職者対策の強化が求められたことも踏まえて、建退共の退職金等を改定するもの。

(2) 予定運用利回りの引上げ

建退共の退職金の予定運用利回りを、現行の年 2.7%から年 3.0%へ引き上げること（令第 11 条及び別表第 6 関係）。

(3) 不支給期間の短縮等

特定業種においては、特定業種掛金納付月数が 24 月以上でなければ退職金が支給されないが、建退共については、特定業種掛金納付月数が 12 月以上であれば退職金を支給することとする。

なお、この場合における退職金額は、一般中退と同様に、納付された掛金の総額を下回る金額とすること（法第 43 条第 1 項ただし書、令第 11 条及び別表第 1 関係並びに中小企業退職金共済法第 43 条第 1 項、第 46 条第 2 項及び第 55 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する特定業種を定める告示関係）。

(4) 従前の共同退職金積立事業からの引継措置の見直し

新たな特定業種の指定に伴う従前の共同退職金積立事業から特定業種への引継措置に関し、(2) の予定運用利回りの変更に伴い、納付金額並びに通算月数の基礎となる金額及び月数を改定したこと（令別表第 9 関係）。

(5) 経過措置

「5. 建退共の退職金額等の見直し」は、平成 28 年 4 月 1 日以後に支給事由が生じた者に係る退職金の支給について適用し、同日前に支給事由が生じた者に係る退職金の支給については、なお従前の例によること（整備法附則第 5 条及び整備政令附則第 2 条関係）。

ただし、(2) の予定運用利回りの引上げは、平成 28 年 4 月 1 日以後に支給事由が生じた場合には、現行の予定運用利回りとなった平成 15 年 10 月以後の期間に対しても適用するものとする（整備政令附則第 3 条関係）。

6. 未請求退職金発生防止対策の強化（略）

7. 余裕金の合同運用の実施（略）

8. 融資経理から給付経理への繰入れ（略）

(参考)

中小企業退職金共済制度における退職金額の予定運用利回り及び掛金額について

		予定運用利回り	掛金額
一般中退		1.0% (H14.11.1～)	月額 5,000～30,000 円 (※1)
特定業種	建退共	3.0% (H28.4.1～) (※2)	日額 310 円 } (※3)
	清退共	2.3% (H12.7.1～)	
	林退共	0.5% (H27.10.1～)	

(※1) 掛金月額は、5,000～30,000 円の範囲内で事業主が選択する。ただし、短時間労働者等の場合は 2,000 円、3,000 円又は 4,000 円の特例掛金月額も設けられている。

(※2) 平成 28 年 4 月 1 日以後に支給事由が生じた場合は、予定運用利回りが 2.7% となった平成 15 年 10 月から平成 28 年 3 月までの期間に対しても、予定運用利回りが 3.0% となったものとして退職金額が算定される。

(※3) 掛金日額は、独立行政法人勤労者退職金共済機構が作成する特定業種退職金共済規程（厚生労働大臣認可）において、事業ごとに一律に定められている。

平成28年4月1日から 建退共の制度が一部かわります

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

中小企業退職金共済法の一部改正などに伴い、建退共の制度が下記のとおり変更されます。

I 退職金の予定運用利回りが変更されます。

中小企業退職金共済法に基づき5年に1度退職金の額等の見直しを行うこととされており、検討の結果、建退共の退職金の予定運用利回りが2.7%から3.0%に引き上げられます。

II 退職金の支給要件が緩和されます。

現在、掛金納付月数が24月未満の場合については退職金の不支給期間となっておりますが、これが12月未満に緩和されます。(死亡による場合は12月未満で変更ありません。)

- ※1. 掛金日額は改定されませんので、現在の共済証紙(310円)は継続してご使用になれます。
- ※2. 平成15年10月1日以降の掛金納付があり、かつ平成28年4月1日以降に退職金請求事由が発生される方については、平成15年10月1日以降の掛金納付分についても3.0%の予定運用利回りが適用されます。
- ※3. 掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金の額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。
- ※4. 平成28年3月31日以前に退職金請求事由が発生する方は従来どおりとなります。

(退職金額新旧比較表は裏面にございます)

III 被共済者による移動通算の申出期間が延長されます。

被共済者が、転職等により、建退共制度と中退共制度、清退共制度及び林退共制度との間を移動した場合、現在、退職後2年以内であった通算の申出期間が3年以内まで延長されます。

IV 移動通算できる退職金額の上限が撤廃されます。

現在、移動通算できる額には上限が存在し、その上限を超える金額は差額給付金としてその都度被共済者に支給しておりましたが、その上限が撤廃され、全額が移動先の制度に移換できるようになります。

これにより、被共済者が退職される際に、まとめて退職金として受け取ることができるようになります。

※掛金納付された青証紙部分は適用されません。

建設業退職金共済事業（建退共）

退職金額新旧比較表

(単位：円)

納付月数	改定後 (3.0%)	現行 (2.7%)	差額
12月 (1年)	23,436	—	23,436
13月	27,342	—	27,342
14月	31,248	—	31,248
15月	35,154	—	35,154
16月	39,060	—	39,060
17月	43,617	—	43,617
18月 (1年半)	48,174	—	48,174
19月	53,382	—	53,382
20月	58,590	—	58,590
21月	64,449	—	64,449
22月	70,308	—	70,308
23月	76,167	—	76,167
24月 (2年)	156,240	156,240	0
36月 (3年)	234,360	234,360	0
48月 (4年)	316,386	316,386	0
60月 (5年)	410,781	408,177	2,604
72月 (6年)	512,337	507,780	4,557
84月 (7年)	613,893	609,336	4,557
96月 (8年)	721,308	715,449	5,859
108月 (9年)	830,676	824,817	5,859
120月 (10年)	945,903	936,789	9,114
180月 (15年)	1,572,816	1,548,078	24,738
240月 (20年)	2,256,366	2,205,588	50,778
300月 (25年)	3,029,754	2,927,547	102,207
360月 (30年)	3,902,745	3,717,861	184,884
420月 (35年)	4,898,775	4,610,382	288,393
480月 (40年)	6,036,723	5,633,754	402,969

(注) 1 この比較表は、最初から月額 310 円ではじめた人の場合で、証紙 252 日分を 1 年と換算して計算した退職金の額です。

2 改定後の退職金額は、退職金請求事由発生日が平成 28 年 4 月 1 日以降となる方が対象となります。

3 掛金納付月数が 12 月以上 24 月未満の遺族請求の場合、退職金の額は従来どおり掛金相当額となります。